

2025(令和 7)年度 人権啓発リーダー講座 開催要項

1. 趣 旨

2016年に、人権に関する3つの法律(人権三法)が施行されました。「障害者差別解消法(正式名称:障害を理由とする差別の解消推進に関する法律 4月1日施行)」、「ヘイトスピーチ解消法(正式名称:本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 6月3日施行)」、「部落差別解消推進法(正式名称:部落差別の解消の推進に関する法律 12月16日施行)」として制定された法律は、一人ひとりが人権意識を高め、お互いの違いを認め合い、人権を尊重し合える社会を築くことを目的としており、差別解消を一人ひとりの問題と捉え、法律への理解を深めていく必要があります。

栗東市では、1996(平成8)年3月に制定した「栗東市人権擁護に関する条例」を具現化するため、2021(令和3)年4月に「第五次輝く未来計画」を制定し、今年度は5年目となります。

「一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、差別や偏見のない住みよきまちづくり」をめざして、**一人ひとりがまず一歩! 差別を「なくす」行動を!**を合言葉として、本市ではあらゆる差別の解消に向け、各種研修会などであらゆる人権問題を対象とした教育および啓発に取り組んでいます。

また、情報化の進展に伴うインターネット上での人権侵害事案や性的マイノリティの方、及び特定の民族や国籍の方への差別・偏見等に対して、正しい教育と啓発を行う必要があります。

そこで、地域や学校・園において主体的に啓発活動を行う人権啓発リーダーとしての人材を育成し、差別をなくす行動を広げていくことを目的に、「2025年度人権啓発リーダー講座」を開催します。

第五次輝く未来計画 構想図



2. 主催・後援

主催: 栗東市、栗東市教育委員会

後援: 滋賀県人権教育栗東研究会

3. 受講対象

- すべての市民と栗東市内に勤務している方
- 社会人権教育推進員
(じんけんミーティングの推進員)
- 教職員、保育士、行政職員
- 人権教育担当者、青少年育成担当者

4. 参加申込

- ・会場や資料準備の都合上、参加申込制とします。
- ・裏面の二次元コードからお申し込みいただくか、裏面の申込用紙を郵送、メール、FAXのいずれかで、各講座の2日前までに下記あてにお申し込みください。
(申込用紙は、市ホームページの人権擁護課ページからダウンロードすることもできます。)

申込先

〒520-3015 栗東市安養寺三丁目1番1号
栗東市市民部人権擁護課あて
TEL: 077-551-0133 FAX: 077-552-5544
E-mail: jinken@city.ritto.lg.jp

栗東市人権擁護課
ホームページ



※講座ごとに会場が異なります。講座一覧でご確認ください。

栗東市役所・・・栗東市安養寺一丁目13-33

栗東市立ひだまりの家・・・栗東市十里399-3

栗東芸術文化会館さくら・・・栗東市糺二丁目1-28

5. その他

- ・都合により予定していた講座を延期・中止する場合がありますので、ご了承ください。
(申込みをされた方には、人権擁護課から連絡いたします。)
- ・手話通訳を希望される方は、講座日の3週間前までに人権擁護課にご連絡ください。